

議案第105号

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅館業法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

世田谷区旅館業法施行条例（平成24年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。